

北海道中小企業総合振興資金融資制度の

事業承継貸付

対象者

- ・事業承継を行う方
- ・後継者がいない等、事業継続が困難になった方から、事業を引き継ぐ方
- ・事業承継特別保証の対象となる方

未来につなげよう
大切な事業

融資金額

1億円
以内

融資期間

10年以内
(うち据置1年以内)

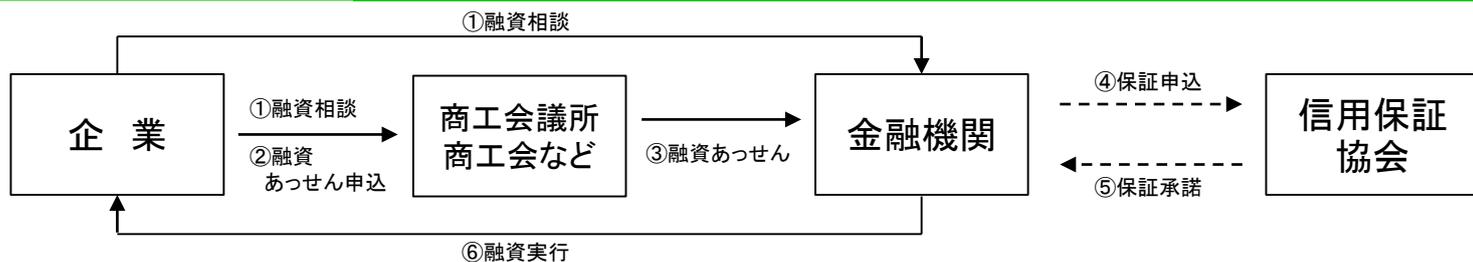
融資利率

固定金利		変動金利
3年以内	年1.1%	年1.1%
5年以内	年1.3%	※融資期間が3年を 超える場合に限る
7年以内	年1.5%	
10年以内	年1.7%	

融資条件

融資対象	(1)事業承継に取り組む中小企業者等 (2)国の全国統一保証制度である事業承継特別保証の対象となる中小企業者等
資金使途	事業資金 ■融資対象(1)について ・会社における議決権株式の取得資金・事業用資産等の取得資金 ・個人事業主における事業用資産等に係る相続税・贈与税の納税資金 ・新分野進出等に係る事業資金、その他事業の継承に必要な資金 ■融資対象(2)について ・信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人に該当する中小企業者等にあつては、保証人(個人に限る)を提供していない既往借入金の返済資金以外、 ・令和2年(2020年)1月1日から令和7年(2025年)3月31日までに事業承継を実施した法人であつて、事業承継日から3年を経過していない中小企業者等にあつては、事業承継前における保証人(個人に限る)を提供している既往借入金の返済資金とする。
融資金額	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
融資利率	【固定金利】 3年以内 年1.1% 5年以内 年1.3% 7年以内 年1.5% 10年以内 年1.7% 【変動金利】 年1.1% ※融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る ※市場実勢に応じて半年毎に金利が変わります
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによる
信用保証	融資対象(1)については必要により信用保証協会の保証に付することがある 融資対象(2)についてはすべて信用保証協会の保証付きとする
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会、信用金庫、信用組合

融資までの基本的な流れ



お申し込み方法

資金の借入を希望する方は、所定の「融資あつせん申込書」に必要な事項を記載し、地元の商工会議所又は商工会(※)に「融資あつせん」の申込みをしてください。(貸付メニュー毎に定める計画書などの書類を添えること)

(※)・中小企業等協同組合等及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会へ申込みも可。
・(公財)北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

お問い合わせ先

地元の商工会議所または商工会へお問い合わせいただくほか、北海道経済部地域経済局中小企業課(Tel.011-204-5346)、または各総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所にお問い合わせください。

北海道ホームページからも確認できます。

北海道 制度融資

検索

